



確定申告は  
お早めに！

NO.751

平成28年

2月14日号

この広報紙は、環境に  
配慮したパーシパルプ  
を使用しています。

●発行 八街市  
●編集 総務部秘書広報課  
●発行日 毎月1日・15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎ (043) 443-1111  
FAX (043) 444-0815  
ホームページ

http://www.city.yachimata.lg.jp/

2月16日～3月15日、市県民税の申告と簡易な確定申告を受け付けます。

## 改定前と改定後の税率

区分		平成27年度 (改定前)	平成28年度 (改定後)
医療保険分	所得割率	6.3%	7.5%
	資産割率	20.0%	廃止
	均等割額	22,000円	23,000円
	平等割額	35,000円	32,000円
	課税限度額	510,000円	520,000円
後期高齢者 支援金分	所得割率	1.7%	2.0%
	均等割額	9,000円	10,000円
	課税限度額	160,000円	170,000円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	所得割率	1.0%	1.5%
	均等割額	11,000円	12,000円
	課税限度額	140,000円	160,000円

**国民健康保険事業の状況**  
国民健康保険事業は、支出の見込に比べて、収入を確保しなければならず、国庫負担などの公費で賄えない分は税率などを改正し、保険税で賄うというのが国の制度の原則です。本市の国保財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、年々、医療費が増大しています。一方、収入面においては「八街市市税等徴収対策本部」を立ち上げ、全庁体制

にて滞納額の解消に努力しているところではあります。平成25・26年度と2年連続の赤字決算となり、それぞれ翌年度の予算を繰り上げて不足する収入を補ったという状況にあります。今後も医療費の増大が見込まれるのに対して、国や県からの公費負担の大幅な伸びが期待できない現状において、健全な国保財政を維持し、今後も安心して医療を受けられるようにするためには、できるだけ赤字

## 平成28年度国民健康保険税の税率などが改定となります

を増やさないようにする必要があると見られます。

そこで、実質11年間据え置いてまいりました保険税率などを、やむを得ず県内平均程度に改正することとしたものです。

国民健康保険加入者の方には、ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

**医療費削減の取り組み**  
支出の抑制(医療費削減)には、病气予防や重症化予防が重要であると考え、現在、国民健康保険加入者を対象に特定健康診査および特定保健指導を行っています。特定健康診査については、平成25年度から個別健診の追加、平成26年度からは検査項目や検査日程の追加をし、内容の充実を図るとともに、受診機会を増やしてまいります。

今後、特定健康診査などの受診率向上を図り、疾病の早期発見と重症化予防に努めてまいります。特定医療費削減のため、特定健康診査等の受診およびエネルギー医薬品の利用促進にご協力ください。

**低所得者に対する軽減措置**  
前年中の申告所得が一定基準(下表参照)以下の場合、低所得者に対する保険

税負担の軽減措置として均等割と平等割が軽減されま

軽減の種類	判定基準額 (世帯の合計所得額)	区分	平成27年度		平成28年度	
			均等割額から軽減する額	平等割額から軽減する額	均等割額から軽減する額	平等割額から軽減する額
7割軽減	33万円以下	医療保険分	均等割額から軽減する額	15,400円	16,100円	
			平等割額から軽減する額	24,500円	22,400円	
		後期高齢者支援金分	均等割額から軽減する額	6,300円	7,000円	
		介護納付金分	均等割額から軽減する額	7,700円	8,400円	
5割軽減	33万円+ 被保険者数 ×26万円	医療保険分	均等割額から軽減する額	11,000円	11,500円	
			平等割額から軽減する額	17,500円	16,000円	
		後期高齢者支援金分	均等割額から軽減する額	4,500円	5,000円	
		介護納付金分	均等割額から軽減する額	5,500円	6,000円	
2割軽減	33万円+ 被保険者数 ×47万円	医療保険分	均等割額から軽減する額	4,400円	4,600円	
			平等割額から軽減する額	7,000円	6,400円	
		後期高齢者支援金分	均等割額から軽減する額	1,800円	2,000円	
		介護納付金分	均等割額から軽減する額	2,200円	2,400円	

※世帯主(納税義務者)が社会保険の加入者の場合であっても、世帯主の所得を含めて判定します。また、国保加入者の中に住民税の申告をしていない方がいる場合、軽減措置は適用されません。

記号の見方  
時日時場会場  
内容  
対象  
定員  
費参加費  
申し込み  
締め切り  
持ち物  
お問い合わせ

FAX 444-0815

国民年金課  
443-1139